



2019年7月24日

各位

会社名 PCIホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 原口 直道
(コード番号: 3918 東証第一部)
問合せ先 取締役経営企画本部長 井口 直裕
(TEL. 03-6858-0530)

分配可能額を超えた当期の自己株式取得と中間配当金に関する 第三者委員会設置のお知らせ

当社は、2019年7月18日付「分配可能額を超えた当期の自己株式取得と中間配当金に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社が2019年1月10日および2019年5月10日の取締役会決議に基づき、会社法および会社計算規則により算定される分配可能額を超え、自己株式の取得および中間配当金の支払いを実施したことに関し、本日付で第三者委員会を設置することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 第三者委員会設置の趣旨

本件の調査にあたり、独立した立場から、事実経過の確認、発生原因の究明、再発防止策に関する提言等が必要であるものと判断し、外部の専門家による第三者委員会を設置することを本日、取締役会で決定いたしました。

2. 第三者委員会の目的

- (1) 事実経過の確認および発生原因の究明分析
- (2) 再発防止策の提言
- (3) 本件に係る関係者の責任についての検討

3. 第三者委員会の構成（敬称略）

委員長 相良朋紀（元広島高等裁判所長官・弁護士／TMI総合法律事務所 顧問）
委員 石原 修（弁護士／TMI総合法律事務所 パートナー）
委員 武藤雄木（弁護士・公認会計士／岩田合同法律事務所 パートナー）

上記の委員は、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（2010年12月17日改訂）」に沿って選定しており、各委員は当社と利害関係を有していません。

4. 今後の対応について

当社は、第三者委員会の調査に対して全面的に協力してまいります。また、第三者委員会による調査により明らかとなった事実経過等につきましては、調査完了後、速やかにお知らせいたします。

以上